

第1条 (名 称)

本会は山ノ内自治会連合会と称し、事務所を山ノ内西八反田町一の七(山ノ内自治会館)に置く。

第2条 (目 的)

本会は山ノ内学区、単位自治会(以下町内会と称す)相互の連絡調整に当り学区の安全と福祉の増進を図ると共に公共施設機関に協力し、以てその円滑なる運営に寄与することを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 山ノ内学区の安全と福祉の増進に関する事項。
- 2 山ノ内学区の公共団体の助成に関する事項。
- 3 山ノ内学区の合同事業の総合計画並びに実施に関する事項。
- 4 山ノ内学区並びに公共施設機関との連絡協調に関する事項。
- 5 その他本会において必要と認めたる事項。

第4条 (組 織)

- 1 学区内単位町内会

- 2 学区内を4ブロックに分ける。

イ 1ブロック： 上東・御堂殿・大町・五反田・北ノロ・御池・グランコート21・ネバーランド自治会の各町

ロ 2ブロック： 荒木・東荒木・苗町・西裏・中畑西・池尻・コスモワンダータウン自治会の各町

ハ 3ブロック： 宮前・茶屋・中東・下東・中ノ町・山ノ下・(パークホームズ(養老)の各町

ニ 4ブロック： 瀬戸畑・下瀬戸畑・赤山・小米・四条畑・安塚・日照・(パラドール西院四条通)の各町

- 3 連合会に下記の各部を置く。

総務部・庶務部・事業部・体育部・青少年交通安全部・自警部・厚生部・経理部・(女性活躍活性部)。

第5条 (運 営)

本会の運営は下記の通りとする。

- 1 総務部

イ 本会運営の企画。

ロ 他の部に属せざる一切の事項。

- 2 庶務部

イ 会議の連絡、議事の進行、記録の作成等会議に関する事項。

- 3 事業部

- イ ごみ減量会議との連絡協調に関する事項。
- ロ 戦没将兵慰霊祭，敬老会・女性会との連絡協調に関する事項。
- ハ 区民の修養，趣味，慰安に関する事項。
- ニ 自治会館の管理運営に関する事項

4 体育部

- イ 区民の体育向上に関する一切の事項。
- ロ 区民の体育大会及び体育振興会及び青少年の育成に関する事項。

5 青少年交通安全部

- イ 関係中学校，小学校，保育園，小中PTA並びに少年補導委員会，青年会等との連絡に関する事項。
- ロ 社会教育の普及及び拡充に関する事項。
- ハ 区民の交通安全の推進に関する事項。

6 自警部

- イ 平時における学区の安全を図る事項。
- ロ 災害対策の計画並びに訓練に関する事項。
- ハ 消防分団と防犯協議会との後援連絡に関する事項。
- ニ 防犯街灯に関する事項。

7 厚生部

- イ 社会福祉協議会との連絡協調に関する事項。
- ロ 公衆衛生に関する事項。
- ハ 献血及び市民検診に関する事項。
- ニ 民生委員協議会との連絡協調に関する事項。

8 経理部

- イ 会費の徴収，寄付金の受納保管に関する事項。
- ロ 収支予算の編成，決算の作成に関する事項。
- ハ 各種団体の助成金の使途明細に関する事項。
- ニ その他本会の経理に関する一切の事項。

9 女性活躍活性部

- イ 学区内の女性と共に活動するすべての事に関する事項
- ロ 女性の社会進出に関する事項

第6条 (役員等及び町内会長の任務)

本会は下記の役員，ブロック長及び，町内会長を置く。

- 1 連合会長 1名・副会長 若干名・部長 若干名・ブロック長 4名。
- 2 連合会長は本会を代表し，会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は代行する。
- 4 部長は部務を統括する。
- 5 ブロック長はブロック内の町内会との密接な連絡に当り，ブロックを代表して部長会に出席することもある。

6 町内会長は町内を代表し、町務を統括する。

第7条 (役員任期)

- 1 連合会長の任期は2年とする。ただし、再任の限度は6年とする。
- 2 役員任期は二年とする。但し、再任を防げない。

第8条 (役員等の選出)

役員等及び町内会長の選出は以下の通りとする。

- 1 連合会長は山ノ内自治会連合会選挙管理規則により選挙によって選任する。
- 2 連合会長以下の役員は、連合会長が選任する。
- 3 各部長、副部長は部長がこれを選任する。
- 4 ブロック長はブロック内の町内会長の協議により選出する。
- 5 町内会長は町内にて選挙又は推薦によるものとする。
- 6 名誉会長及び顧問は部長会で選任することができる。

第9条 (会議)

会議は下記の通りとする。

- 1 部長会、町内会長会議、部会、及び総会とする。
 - イ 部長会は連合会長、副会長、部長を以て構成し、連合会長がこれを招集する。(必要に応じ副部長及びブロック長を招集する)
 - ロ 町内会長会議は連合会長がこれを招集し、成立には過半数の出席を要し、予算、決算、その他重要事項を審議し、決定する。また、決議は出席者の過半数以上の賛成を要する。
 - ハ 部会は部長がこれを招集し、協議事項は部長会に諮る。
 - ニ 総会は連合会長がこれを招集し、予算、決算、その他重要事項を報告する。
 - ホ 町内会長の過半数以上の要請がある場合は、連合会長は速やかに町内会長会議を開かなければならない。
- 2 部長会及び町内会長会議の議長は連合会長とし、部会のときは部長、総会のときはその都度議長を選出するものとする。

第10条 (会計)

本会の経費は町内会の分担金並びに寄付金及び交付金を以て充てる。

第11条 (分担金)

町内会は所定の分担金を拠出するものとする。

第12条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わり、監査はブロック長がこれに当たる。

第13条 (会則改正)

本会則の改正は町内会長会議において出席者の過半数の賛成を必要とする。

第14条 (細則)

本会の運営上の必要なる細則は別にこれをさだめる。

第15条 (表彰)

本会は下記の表彰を行う。

- 1 役員、町内会々長及び各種団体長が引続き6年以上に及び引退したときは感謝状に記念品を添え贈呈し、表彰する。但し、役職の更迭のあったときは前後の任期を通算する。

第16条 (備付け帳簿及び書類)

会には会則、議事録、金銭出納簿、収支証票綴り及び備品台帳を備えなければならない。

第17条 (用務の引継ぎ)

役員の任期満了及び退任における用務終了後の引継ぎは遅くとも2週間以内に、後任の役員に受任期館の事業資料及び財務諸表の引継ぎを行わなければならない。

第18条 (会長の専決事項)

会長は緊急もしくは軽易な事項について専決処分することができる。ただし、専決処分した後は次の会議で報告するものとする。

附 則

本会則は昭和52年5月2日より施行する

昭和56年4月27日 改訂

昭和61年3月22日 改訂

平成2年4月23日 改訂 (苗町南町追加)

平成13年5月19日 改訂 (部名町名変更)

平成15年5月14日 改訂 (部名変更)

平成17年3月19日 改訂 (事務所移転)

平成17年5月30日 改訂 (グランコート21町追加)

平成20年7月10日 改訂 (ネバーランド町追加)

平成22年3月8日 改訂 (全面改訂)

平成23年11月10日改訂 (17条、18条追加)

令和元年5月11日改訂 (養老町町名変更パークホームズ町・パラドール西院四条通町追加)
(女性活躍活性部追加)